

## 「IP アドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>本文 第 8 条 (IP 割り当て管理業務の原則) 2 前項で言う IP アドレスには、以下のものを 含む。 (2) <u>JPNIC</u> 以外のレジストリから割り振りま たは割り当てを受け、<u>JPNIC</u> に管理が移 管された IP アドレス</p>	<p>本文 第 8 条 (IP 割り当て管理業務の原則) 2 前項で言う IP アドレスには、以下のものを 含む。 (2) <u>当センター</u> 以外のレジストリから割り振りま たは割り当てを受け、<u>当センター</u> に管理が移管された IP アドレス</p>
(該当なし)	<p><u>第 30 条 (IP アドレス移転手数料)</u> <u>IP 指定事業者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移 転を承諾し、IP 指定事業者が当センター管理下の IP 指定事 業者・PI アドレス被割り当て者以外の組織または個人(以下 「他レジストリ契約組織」という)から IP アドレスの移転 を受けることとなった場合には、当センターに対し、別紙 「手数料・維持料の額および支払い方法」で定めるところ により、IP アドレス移転手数料を支払う。</u> <u>2 前項にかかわらず、IP 指定事業者、PI アドレス被割り 当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、IP 指 定事業者契約を締結して、IP アドレスの移転を受けようと する場合に限り、IP アドレス移転手数料は、第 7 条第 2 項 の契約料に含まれるため、IP アドレス移転手数料の支払い は不要とする。</u></p>
第 30 条 ~ 第 36 条	第 31 条 ~ 第 37 条 (繰り下げ)
<p>付則 15 IP アドレス維持料の額について、<u>JPNIC</u> 正 会員である IP 指定事業者には、算出した IP ア ドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請 求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料 の額が 100,000 円に満たない場合は請求をしな いこととする。</p>	<p>付則 15 IP アドレス維持料の額について、<u>当センター</u> の正会員で ある IP 指定事業者には、算出した IP アドレス維持料から 100,000 円を減じた金額を請求する。ただし、減額前の IP アドレス維持料の額が 100,000 円に満たない場合は請求を しないこととする。</p>
(該当なし)	<u>18 この規則は、IP アドレス移転手数料の導入に伴い、2013 年 4 月 1 日に改正され、2013 年 6 月 3 日より実施する。</u>
<p>別紙 (該当なし)</p>	<p>別紙 <u>7 . IP アドレス移転手数料</u> +-----+   課金種別   費用   +-----+   移転手数料   他レジストリ契約組織から IP       アドレス移転を受ける時、1 件       につき 84,000 円   +-----+</p>
(該当なし)	<p><u>8 . IP アドレス移転手数料の支払い方法</u> <u>IP アドレス移転手数料は、IP アドレス移転申請提出後に当 センターより請求し、実際に IP アドレスの移転を受ける前 に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うもの とする。当該 IP アドレス移転手数料の支払いがない場合、 当センターは当該 IP アドレス移転申請にかかる IP アドレ ス移転を承認しない。</u></p>
<u>7 . 遅延利息</u>	<u>9 . 遅延利息 (繰り下げ)</u>